

防災用自家発電設備の保守点検について

防災用自家発電設備は日常使用されていなくても、温度、湿度、塵埃、その他種々な原因によって徐々に劣化し、安全性や機能が低下していく。

防災用自家発電設備が常用電源停電時に作動しないことになれば、人命の安全確保、財産の保護に重大な支障をきたすことになるため、いつでも発電設備がその機能を確実に発揮できるよう、日常の保全業務が極めて重要である。

以下に「防災用自家発電設備の点検に関連する法令」等を示す。

		電気事業法	建築基準法	消 防 法		
対 象 物	全 て		特定行政庁が指定するもの	特定防火対象物で延べ面積が1,000m ² 以上のもの	防火対象物で消防長又は消防署長が指定するもの 左記以外の防火対象物	
点 検 の 内 容	日常巡視 日常点検 定期点検 精密点検		外観点検 機能点検等	機 器 点 検 総 合 点 検		
点 検	監 督	選 任 さ れ た 電 気 主 任 技 術 者				
	点 検 者	関 係 者	建 築 士 又 は 建 築 設 備 検 査 資 格 者	消 防 設 備 士 又 は 消 防 設 備 点 検 資 格 者	関 係 者	
	期 間	保安規程による	特定行政庁が定める期間（6か月から1年）	6か月（機器点検）及び1年（総合点検）		
	報 告	-	特定行政庁が定める期間（6か月から1年）	1年に1回（特定防火対象物）	3年に1回（左記以外の防火対象物）	
	基 準	保安規程	建築設備定期検査業務基準書（住宅局建築指導課監修）	点 検 基 準（告 示） 点 検 要 領（通 知）		
罰 則	技術基準適合命令	定期検査報告違反（100万円以下の罰金）	点検結果報告違反（30万円以下の罰金又は拘留）			

防災用自家発電設備の定期点検については、「自家用発電設備専門技術者（保全部門）」に実施させ、点検結果に異常がないと認めるときは、点検済である旨の表示「点検済証」を防災用自家発電設備に貼付することが望ましい。



一年点検済証



半年点検済証

※内発協では、防災用自家発電設備の点検を実施していただくため、設置者に対するPR活動として『非常用発電設備の健康管理』のパンフレットを作成し、販売しています。一部60円。別途、送料が必要です。